

政策レビュー及び第 3 期の知的財産戦略の在り方について (討議用資料)

平成 20 年 12 月 19 日

3. 知的財産の活用

(1) 知的財産の戦略的活用

① 企業の知財戦略の高度化

(i) 施策の成果に対する評価

視点：企業における知財戦略の浸透は十分か。

【評価の概要と課題】

- 企業活動のグローバル化やオープン・イノベーションが進展する中、企業の知財戦略の高度化が必要とされている。ここ数年の間、一部の企業において最高知財責任者（C I P O）や知財担当役員等の設置による事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の三位一体の経営戦略の実現や知財報告書等の作成・公表等が行われており、知財戦略の高度化に向けた取組は徐々に進んできたが、全体として未だ十分ではない。
- 一方、企業が保有する未利用特許の割合は年 50% 付近で推移している。未利用特許の中には、防衛目的や将来の事業化に備えて保有している特許以外にも、自社ではなく他社にとっては利用価値がある特許等が埋もれていると推測される。

(企業の知財戦略の高度化)

- ・ 経団連のアンケート調査【図表 1】に示すとおり、企業や業界における知財の重要性の認識は高まってきている。
- ・ C I P O は 2002 年に 20% を超える企業で、2007 年には 40% を超える企業で専任されており、ここ数年で着実に増加している（「特許と経済に関する調査研究」（2002 年 知的財産研究所）、「早稲田大学大学院アジア太平洋研究松田研究室（博士課程）知財研究プロジェクト 日本のプロパテント政策における「発明の保護」の再評価（20

07年)」)

- ・ 知財の棚卸し・再評価も定期的に行われており、例えば一次審査着手前の取下げ・放棄の件数は、出願審査請求料の返還制度導入の影響もあり、2004年度以降に大幅に増加している【図表3】。
- ・ 企業活動のグローバル化が進む中、海外における知財戦略がますます重要。特に、海外における知財権の適切な確保や海外への技術防止等を行うためにも、CIPOが担う役割は大きい。
- ・ 「活用＝ライセンス収入増」という狭い観点ではなく、特許による差別化や市場優位性の向上など、特許を事業戦略にどう役立てるべきかという広い観点で知財の活用をとらえることが必要。
- ・ 企業の知財戦略の構築に資するよう「知的財産戦略事例集」や「知的資産経営マニュアル」等を公表し、三位一体の知財経営の取組事例等を紹介。
- ・ 特許庁幹部（特許庁長官・特許技監・特許審査部長等）と企業経営層・知財責任者との意見交換会を100回／年程度実施することにより、企業における知財意識の向上を推奨した。

(知財報告書、アニュアルレポート、知的資産経営報告書の公表)

- ・ 知財関連情報の積極的な開示が望まれる中、知財報告書やアニュアルレポートの形式で知財関連情報を公表する企業が増えている。また、「知的資産経営の開示ガイドライン」等に基づいて知的資産経営報告書を開示する企業も増えてきている。知財報告書、アニュアルレポート、又は知的資産経営報告書（以下「知財報告書等」という）の作成・公表件数は、2004年度は13社であり2007年度は84社となっている【図表2】。
- ・ 知財報告書等を作成するに当たっては、種々のメリットがあるため（自社の知財や事業の強み・弱みを認識できる、自社の知財の棚卸しに積極的になる、内部外部のコミュニケーション・ツールとして使用できる、投資家や消費者に対する知財情報の透明性を高められる等）、今後も引き続き積極的な開示や開示内容の更なる充実が望まれている。

(未利用特許の推移)

- ・ 企業における特許の未利用率は約50%で推移しており、ここ数年で特段の変化は見られない【図表4】。本調査報告における利用の定義には、今後に使用予定の特許や他社への牽制のための防衛目的の特許が含まれていないため、企業にとって価値がある（有益な）特許の割合は50%を超えると推測できる。
- ・ 一方、現在も将来も自社で使用する予定もなく、防衛目的でもない未利用特許も多数存在していると考えられるため、このような未利用特許を他社において利用するためのスキーム作りが重要である。現在行われている施策の一つとして、技術移転・特許流通データベースの構築などが挙げられる（技術移転・特許流通データベースの詳細については後

述)。

- 未利用特許がパテント・トロール等に渡る可能性やそのための防止策を検討することは、企業における知財管理として重要。そのため、明確な戦略なく未利用特許等を流通させるべきではない、との意見もある。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

企業活動のグローバル化やオープン・イノベーションの進展に対応し、事業活動において知財の有効活用を図るため、企業における知財戦略の高度化を促進する。

評価指標：知財報告書等の開示件数

評価指標：未利用特許の割合

評価指標：C I P O設置の状況

評価指標：グローバル出願率

評価指標：海外への技術流出防止策の実施状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 企業の知財管理の徹底と知財戦略の高度化

無駄な重複出願を省き、特段の目的も持たずに保有している未利用特許の割合を減少させ、海外への事業展開を見据えて積極的に外国出願を行う社内環境整備を促進するとともに、各企業の競争環境等に応じて知財に関するオープンな戦略とクローズドな戦略を適切に組み合わせて高度な知財戦略の構築を促進するため、企業におけるC I P O・知財担当役員の設置を奨励する。

また、知財報告書等を積極的に作成・公表することにより、自社の知財の強みを社内外に認識させ企業価値の向上を図るとともに、株主・投資家、顧客、金融機関等に対する必要な知財関連情報の開示の在り方について検討を行い、その明確化を図る。

○ C I P O・知財担当役員の意識向上

知財を巡る環境変化に対応するため、C I P Oの知財研修やC I P O同士の横のつながりの強化を図るためのフォーラム開催等を推奨する。また、C I P Oの指導の下、知財戦略策定部署と事業戦略策定部署との連携など、企業における知財戦略の高度化を推奨する。

② 知財を活用した事業活動のための環境整備

(i) 施策の成果に対する評価

視点1：オープン・イノベーションに対応した基盤整備の状況は十分か。

【評価の概要と課題】

- グローバルな経営活動の下、国境を越えたオープン・イノベーションが進展しており、知的財産の流動性が高まっている。
- これまで、技術移転・特許流通の促進やライセンス保護のための種々の施策や制度整備が行われており、一定の成果が上がっている。
- しかしながら、企業の倒産やM&Aによる特許流通の増加等に伴って、ライセンス保護の更なる強化の要望がなされ、特許原簿・商標原簿上の権利者にコンタクトできない場合がある等の問題が指摘されている。また、共有特許のライセンスの円滑化を図る観点から、特許法における共有制度の見直しの要望などが指摘されている。
- また、各企業、業種、大学等に分散して存在する知財を組み合わせる活用し、新たな経済価値を生み出すための取組が十分ではない。

(オープン・イノベーションに対応した取組)

- ・ 商品・サービスのライフサイクルの短縮化やグローバル規模の技術革新が進展する環境の下、効率的かつ迅速にイノベーションを実現するための一手段としてオープン・イノベーションに向けた取組が注目され始めているところ、政府の知財戦略本部の知的財産による競争力強化専門調査会において、「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方」が公表された（2008年3月）。
- ・ 技術・ノウハウ・人材を組み合わせる新たなビジネスモデルを創設する仕組みとしてのイノベーション創造機構（仮称）の創設に向け検討中。

(技術移転・特許流通の促進の進捗状況)

- ・ 知財流通と知財を活用した資金調達の実態について国内外の調査結果を取りまとめた「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」を公表（2007年度）。
- ・ 農林水産分野の知財の流通等を促進するため、「農林水産知的財産ネットワーク」を構築（2008年度）。

- ・ 特許流通データベース（DB）に登録された特許件数は、２００７年度に５２，２８７件【図表５】。
- ・ 科学技術振興機構（JST）の特許情報（出願から１年半未満の未公開特許情報を含む）データベース（J-STORE）に登録された特許件数（公開、未公開、外国特許を含む）の件数は、２００７年度に１３，６６９件【図表６】。
- ・ 工業所有権情報・研修館（INPIT）の特許流通促進事業について、２００８年３月末までに延べ９５４名の特許流通アドバイザーが派遣され、１０，６７２件の契約が結ばれた。その経済的インパクトは２，６７４億円（２００７年末時点）【図表７】と推計される。

（未利用特許の推移）（一部再掲）

- ・ 企業における特許の未利用率は約５０％で推移しており、ここ数年で特段の変化は見られない【図表４】。
- ・ 一方、現在も将来も自社で使用する予定もなく、防衛目的でもない未利用特許も多数存在していると考えられるため、このような未利用特許を他社において利用するためのスキーム作りが重要である。

（特許権等の移転の増加）

- ・ 出願中の権利の移転、特許権の移転件数（相続・合併等の一般承継を除く）も増加傾向。１９９７年度に特許権の移転件数は４，２４４件であったが、２００６年度には約３倍の１１，１７４件となった【図表８】。

（通常実施権の保護）

- ・ 我が国に存在する特許権に係る通常実施権の総数は、未登録のものも含め約１０万件と推計され（特許庁平成１８年「知的財産活動調査報告書」）、そのうち、特許権に係る通常実施権の現存登録件数は１，３１５件（平成１８年特許庁調べ）であるため、特許権の通常実施権のうち実際に特許庁に登録がなされているものは１％程度と推測される【図表９】。
- ・ 特許権等に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立（２００７年度）し、２００８年１０月から施行を開始。
- ・ さらに、通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が成立（２００８年４月成立、２００９年４月施行予定）。
- ・ 上記２つの制度整備により、ライセンシー保護に関して一定の成果はあったものと評価される。

- ・ また、“未登録の通常実施権の保護（当然保護）”制度の我が国への導入について、産業界から強く要望がなされていたところ、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（２００７年～２００８年）においても、引き続き検討が必要な課題であるとの結論が出されている。
- ・ 我が国の「売買が賃貸借を破る」という民法の原則との関係で、当然保護制度を導入することの妥当性について、大学研究者や実務家等の間で十分にコンセンサスが得られていないとの意見もあるが、オープン・イノベーションが進展する中、ライセンス活動の円滑化を図るため、未登録の通常実施権を保護することの妥当性はあるとの意見もある。また、国際的な制度調和や事業活動のグローバル化を考慮すれば、米国やドイツ等の当然保護制度を導入している国と歩調を合わせることが必要であるとの意見もある。そのため、上記制度改正後の運用状況を踏まえ、今後も引き続き、当然保護制度の導入に関して検討を行う必要がある。

（権利者不明の問題）

- ・ 近年、M&Aや企業の倒産等が増えつつあるが、それらの増加に伴って、特許庁の原簿上の権利者が実際には存在しないことや権利者不明の不使用商標が増大すること等により、知財の取得・活用の阻害要因になるのではないかと懸念されつつある。
- ・ 実際、特許庁の特許権・商標権に係る原簿上の権利者が実在していないことにより、特許権の活用や商標の取得等が阻害され、ユーザー・フレンドリーな知財システムになっていないとの指摘もなされている。例えば、①共有特許の一方の相手先が倒産し、破産管財人が知財権の権利移転等の適切な対応を行わず、共有者の他方も倒産の事実を知り得なかったため、共有特許を活用する際に裁判所等に対する煩雑な手続きが必要になったこと、②先願の商標権者が倒産し、その後に適切な権利移転や放棄等が行われず不使用のまま放置された商標権の存在により、後願の商標出願が商標法第４条１項１１号で拒絶され、商標取得の障害となったこと（後願の商標権者が先願権利者とコンタクトできず、不使用が明らかな商標に対して拒絶理由を解消するためにわざわざ手間と費用をかけて不使用取消審判の提起の可否について検討せざるを得なかったケースや先願商標権の次回の商標更新のタイミングまで待たざるを得なかったケース）等が指摘されている。

（共有特許（特許法７３条）の在り方の検討）

- ・ 現行の特許法７３条においては、①各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分の譲渡等ができない（同１項）、②各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない（同３項）、と規定されている。
- ・ オープン・イノベーションが進展する中で、例えば製造設備を持たず研究開発に特化した者と製造・販売する者等との間で特許権を共有することが多くなっているが、実際の

契約の実務においては、この73条のデフォルトルールに従った契約がなされることが多い。そのため、持分の譲渡や他者へライセンスを行う際には相手方の同意が必要となることから流動性が低くなり、オープン・イノベーションにとって悪影響を与えているとの意見がある。

- ・ 2008年10月から、特許庁の「共同研究における特許の取扱いに関する調査研究」において、特許法73条等が特許流通・技術移転の阻害要因となりうるかどうか等の現状について調査・分析を開始した。

視点 2：知財ファイナンスの強化は十分か。

【評価の概要と課題】

- 信託業法が改正され、知財権を信託することが可能となった。また、政策投資銀行が中心となって知財担保融資の実績が積み上がってきた。
- また、中小・ベンチャー企業の資金調達の手段の一つとして、知財を活用した融資や知財信託の期待は高い。
- 今後も引き続き、知財を活用した融資、知財信託の成功事例や知財の価値評価実務の実績を積み上げていく必要がある。

(信託業法の改正と知財信託の普及啓発)

- ・ 信託業法を改正し、知財権が受託可能財産として追加された（2004年度）。特許権の信託登録の件数は、2005年度に394件、2007年度に18件、商標権の信託登録の件数は、2005年度に39件、2007年度には144件となっている【図表10】。
- ・ また、知財信託制度の活用メリットや事例をWebサイトで公表することにより、制度周知及び利便性の向上を図った（2006年度）。
- ・ グループ企業内信託の申請書類のサンプルをWebサイトで公表することにより、知財信託を活用したいと考えている利用者に対する利便性の向上を図った（2007年度）。
- ・ 地方独立行政法人化されていない公設試験研究機関等が保有する知財権に関して知財信託のニーズがあるかどうか、地方公共団体等にニーズ調査を開始予定（2008年度から）。

(知財を活用した融資)

- ・ 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース210億円で件数ベースでは310件（2008年3月末）。その他、大手金融機関や地銀において、知財を担保とした融資実績が徐々に始まってきた。
- ・ 金融機関が企業に対して融資する際には、技術力や知財を含む非財務情報も財務情報と同様に重要視しているが、金融機関が企業の非財務情報を得るためにはコストがかかる。リレーションシップバンキングを目指し、企業と金融機関が安定的な取引関係を維持するためにも、企業側が自ら積極的に非財務情報を開示する知的資産経営報告書の策定・公表が重要。知的資産経営報告書があれば、企業と金融機関間のよいコミュニケーション・ツールになる、との意見がある。
- ・ 知的資産経営報告書の公表件数の推移は、経済産業省が把握する限り、2005～2

００６年度に１６社、２００７年度に２０社、２００８年１２月１５日時点で５９社となっている。今後は、①知的資産経営報告書の信頼性を高めるため、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報（技術力、販売力、研究開発力、知的財産、人的資産等）の明確化を図る、②知的資産経営報告書の更なる普及を目指し、簡易版フォーマットを作成する、等が望まれている。

（価値評価実務の奨励）

- ・ 日本弁護士連合会、日本弁理士会、日本公認会計士協会、社団法人日本不動産鑑定協会等において、知財の価値評価手法の確立に向けた検討がなされており、逐次報告書等がまとめられているところ、今後も価値評価手法の確立に向けた取組が期待される。
- ・ 知財の価値評価手法に関しては、取引の形態や目的に応じて変わることから、一義的に確立できないため、取引形態ごとの評価目的、評価手法について整理された（２００４年６月産業構造審議会知的財産政策部会流通・流動化小委員会）。
- ・ 金融システムの安定化と中小企業金融の促進の観点を踏まえ、知財の価値評価に関してどのような点に留意する必要があるのか、どのような制度整備が必要であるのか等の検討が必要。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

【オープン・イノベーションの進展に対応した基盤整備】

政策目標 1

オープン・イノベーションの進展に対応した、事業活動における知財の有効活用を促進するための基盤を整備する。

評価指標：知財制度整備の検討・実施状況（未登録の通常実施権の保護制度、共有特許制度）

評価指標：イノベーション創造機構（仮称）の設立及び設立後の活動状況

【知財ファイナンスの強化】

政策目標 2

知的資産経営報告書の作成・開示等を通じて、知財を活用した資金調達を促進する。

評価指標：知財信託の利用状況

評価指標：知財を活用した融資の状況

評価指標：知的資産経営報告書の作成・開示状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

【オープン・イノベーションの進展に対応した基盤整備】

○ 未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）の検討

改正後の通常実施権登録制度の運用状況、国際的な制度調和の観点、知財権の取引に際しての契約実務等の動向等の情報収集・分析を行い、分析結果や産業界のニーズ等を踏まえ、必要に応じ、当然保護の導入可否の検討を行う。

○ 権利者不明の状況における諸問題の検討

M&Aや企業の倒産等の増加に伴い、特許庁の原簿上の権利者が存在しない場合や権利者不明の未使用商標が増大することによって知財権の取得・活用の阻害要因となり得る可能性があるところ、中長期的な課題として、商標法等の問題について調査・分析を行い、産業界のニーズ等を踏まえ、必要な措置の有無について検討する。

○ 共有特許（特許法73条）制度の在り方の検討

特許法73条等の共有の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となりうる

かどうか等の現状について調査・分析を行い、特許法 73 条等の改正の要否を検討する。

○ イノベーション創造機構（仮称）の創設

組織等の壁を超えて技術・ノウハウ・人材を柔軟に組み合わせ、革新的な経済産業構造への転換に資する事業に対して、一定規模以上の長期リスクマネーを供給する「イノベーション創造機構（仮称）」を設立する。

【知財ファイナンスの強化】

○ 知的資産経営報告書の普及

中小企業の資金調達が円滑に行えるよう中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を奨励する。

また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報を明確化し、知的資産経営報告書の精度向上を図る。

③ 知財の公正な活用の促進

(i) 施策の成果に対する評価

視点：知財の公正な活用の促進が十分になされているか。

【評価の概要と課題】

- オープン・イノベーションが進展する中、知的財産権の正当な権利行使を促進することにより、知的財産権が円滑に活用される環境を確保することが重要。
- これまで、公正取引委員会内に「知的財産タスクフォース」が設置されるとともに、パテントプールや知財の利用に関する独占禁止法上のガイドラインが策定された。また、経済産業省から、ソフトウェア分野における権利濫用の法理の適用解釈について、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」が公表された。
- これらの施策により、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲について一定の透明性・予見性が確保されるとともに、ソフトウェア分野における権利行使の適正化に一定の貢献がなされたところ。
- 他方、近年、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆるパテント・トロール問題）が顕在化し、日系企業も被害を受けているところ、我が国国内においても、このような問題に対する意識が高まっている。本問題への対応については、知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化専門調査会「情報通信PT報告書」や同「分野別知財戦略」において、多角的な議論の喚起と検討の視点が示され、また、特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」においても、いわゆるパテント・トロール問題への対応について提言がなされたところ。今後とも様々な観点から検討を行うことが必要である。

(独占禁止法上のガイドライン・相談事例集等の公表)

- ・ 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（２００５年度、２００７年度改定）及び「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（２００７年度）が公表され、知財に係る独占禁止法の適用に関して一定の予見性が高まった。
- ・ 独占禁止法違反の有無の予見性を高めるため、「独占禁止法に関する相談事例集」が公

表されており、過去5年の公表事例のうち、知財に関する事例は3件（平成16年度版、平成17年度版、平成19年度版）。

- ・ 一方、更なる予見性の向上のために、ガイドラインの定期的な見直しや事例の追加等が必要であるとの意見もある。例えば、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」において示されたパテント・プールの運用について、当該ガイドラインではカバーできない事例を整理する必要性が指摘されている。また、第三者特許によるホールドアップ問題について、当該ガイドラインにより対応できる範囲を明確化するとともに、当該ガイドラインでは対応できない事例を把握すべきとの意見もある。また、例えば、ホールドアップ問題や市場参入への支障といった観点からのロイヤルティの妥当性についての考え方への対応について、今後の改定に期待したいとの意見がある。

（特許法等と独占禁止法のバランス）

- ・ 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007年9月）が策定されたことによって、独占禁止法上の知財の問題に関して、ある程度の予見性は確保されたが、当該指針について、記載の一層の明確化を図るべきであるとの意見や独占禁止法21条の射程範囲（解釈）について依然不明瞭であるとの意見がある。
- ・ パテント・トロール問題における特許権等の権利行使に対して、独占禁止法の適用の考え方を明確化することも重要であるとの意見や独占禁止法の観点から解決するのは困難であるとの意見もある。
- ・ 知的財産権と独占禁止法の関係について、国際的な比較研究を行うべきとの意見がある。

（知財に係る独占禁止法違反被疑事件への対処）

- ・ 知財分野における独占禁止法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足。また、知財分野において2003年以降、勧告3件、警告1件を行い、知財に係る独占禁止法違反被疑事件に対し、厳正な対処を行ってきた。

（差止請求や損害賠償請求等の権利行使の在り方）

- ・ ソフトウェア分野におけるイノベーションを促進する観点から、ソフトウェアの知的財産権の在り方や産業側の対応について検討を行い、ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について取りまとめ、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を公表（2006年度）。
- ・ 知的財産戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 情報通信PT」において、パテント・トロール問題への対応を含む正当な権利行使の在り方について詳細な提言をとりまとめ【図表11】、それを基に「知財フロンティアの開拓に向けて（分野別知財戦

略)」が取りまとめられた（２００７年度）。

- ・ 特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」において、いわゆるパテント・トロール問題に対する政策提言を公表【図表１２】（２００８年８月）。２００８年１１月から「産業の発展を阻害する可能性のある権利行使への対応策に関する調査研究会」において、権利濫用の観点からパテント・トロール問題の整理・検討を開始。
- ・ いわゆるパテント・トロール問題への対応を検討するためには、例えば日本と米国との特許制度等の違いを踏まえつつ、民法上の権利濫用の法理、米国最高裁判決（eBay 判決）、独占禁止法の観点等を考慮し、差止請求の要件の見直し、過失の推定規定の在り方、損害賠償請求制度の在り方、裁定実施権制度の在り方等について、多様な観点からの議論が必要であるとの意見もある。
- ・ また、特許流通を促進することも重要であるが、流通した特許権が最終的にパテント・トロールに渡らないような仕組みも必要であるとの意見もある。実際、米国においては、知財権を買い集め、パテント・トロール等からの訴訟を防止するような営利・非営利団体が誕生している。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

特許権等の権利行使の在り方について検討・整理し、知的財産の公正な活用を促進する。

評価指標：各種ガイドラインの見直し・整備

評価指標：権利行使の在り方に関する検討の状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 知的財産権の権利行使に対する独占禁止法の適用範囲の明確化

知財に係る独占禁止違反被疑事件の摘発事例の蓄積状況や産業界からのニーズ等を踏まえ、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈について検討し、必要に応じて各種ガイドラインの見直しや整備を行う。

○ 権利行使の在り方の検討

正当な知財権の権利行使を尊重することを前提としつつ、産業の活性化や公共の利益の観点も踏まえ、民法上の権利濫用に該当する権利行使の態様の明確化を図るとともに、差止請求の要件、損害賠償請求制度等を含めた知財制度の在り方について検討を行う。

（２）国際標準化活動の強化

① 産業界の意識改革

（ｉ）施策の成果に対する評価

視点：産業界の意識向上に関する産官の取組は十分か。

【評価の概要と課題】

- 知的財産戦略推進本部が策定した「国際標準総合戦略」等を踏まえ、産業界の意識改革を促すため、企業経営者層や管理者層に対する各種セミナーの開催や国際標準化に関するガイドライン（事例集）の作成・公表等が行われたほか、産業界において自主的なアクションプランが策定された。
- これらの取組の結果、本年３月に（社）日本経済団体連合会が実施したアンケート調査によれば、企業活動における国際標準化の重要性がここ数年で高くなったと回答した企業が約７６％に上っている。
- このように産業界における意識改革の成果は一定程度見られるものの、社内全体における理解や技術分野ごとの特性に応じた意識の醸成はまだ不足している面があるとの指摘がある。

（経営層等を対象とした啓発活動）

- ・ これまで経済産業大臣や企業トップ、管理者層などが参加する国際標準関連の各種セミナーやシンポジウム等が開催されてきた【図表１３】。

（産業界等による国際標準に関するアクションプランの策定）

- ・ ２００７年、（社）日本経済団体連合会は「技術の国際標準化に関するアクションプラン」を策定し、当面取り組むべき主な事項として、経営者層を含めた国際標準化活動の重要性に関する理解の増進、産業界における国際標準化への取組状況の把握、海外における国際標準化戦略の調査・分析、国際標準化の観点から政府として取組を強化すべき研究開発課題の抽出、国際標準化機関で活躍する企業人の活動の広報等を掲げた。
- ・ ２００７年、日本工業標準調査会は、国際標準化アクションプランを策定。このうち「総論」では、これまでの国際標準化活動に関するアクションプランの実施状況についてレビューするとともに、国際標準化活動に係る各当事者の取組と期待される役割を定め、「各論」では分野ごとに具体的な国際標準化の重点テーマと重点ＴＣ／ＳＣを選定し、

短・中期的な計画を取りまとめた。

(各種ガイドラインの作成等)

- ・ 総務省、経済産業省等は、企業等の国際標準に関する意識向上に資する情報提供のため、国際標準化活動の成功事例や失敗事例を含むガイドラインを各種作成し、公表した。

(経団連アンケート調査等)

- ・ 第6回産学官連携推進会議（2007年）において国際標準の重要性が指摘されるなど、産学官において国際標準に対する意識は向上しつつある。
- ・ 本年3月に（社）日本経済団体連合会が会員企業を対象に実施した「産業界における国際標準化への取り組み状況に関するアンケート調査」によれば、ここ数年で企業活動における国際標準化の重要性は高くなったとの回答が約76%に上っており【図表14】、また、国際標準化への取組が重要である理由として自社製品をグローバル展開する上で国際標準に即した製品が求められていることなどが挙げられている。
- ・ ただし、上記アンケート調査によると、「強化している／強化しようとしている取組」として、「国際標準化に対する社内の理解増進」を挙げる企業が多いことなど、全社的には国際標準に関する意識が十分浸透していない面もあると見られる。

(技術分野ごとの特性に応じた意識向上)

- ・ 産業セクター別に事業活動に有効な標準の分類が異なっており、例えば、素材産業においては材料の評価・検査基準に係る標準化が重要であるが、情報通信産業においては互換性確保のための標準化が重要である。
- ・ また、建設分野や交通システム分野では、海外市場への対応の重要性が高まっているものの、従来から内需主導の性格が強かったため、国際標準化に対するインセンティブが働きにくい面もある。
- ・ このため、技術分野の特性に応じた意識の向上を図ることが必要である。その際、米国のIEEE（電気電子学会）が学会機能と規格制定機能の二つの機能を有していることにより、技術分野ごとの特性に応じた意識向上が図られていると見られること等にかんがみ、我が国においても、学会等を活用した啓発活動が望まれる。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

産業界における国際標準化に関する意識の向上及び浸透を図る。

評価指標：セミナー等の開催状況

評価指標：経営者層や管理者層、実務者層等に対する意識調査（アンケート）

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 産業界に対する啓発活動の継続的な実施

国際標準化活動に関する成功事例等の更なる収集・分析を行うとともに、当該分析等の結果を活用し、企業の経営者層や管理者層に対する啓発活動を継続的に実施する。

○ 技術分野ごとの啓発活動の促進

技術分野の特性に応じた産官学の国際標準化活動への意識の向上を図るための啓発活動を実施する。

② 我が国全体としての国際標準化活動の強化

(i) 施策の成果に対する評価

視点：我が国全体として国際標準化活動の強化はなされたか。

【評価の概要と課題】

- これまで、政府による国際標準化に関する戦略等の策定、国際標準化に関する国や研究開発法人・大学・事業者の役割を規定した「研究開発力強化法」の制定等が行われたほか、国の研究開発と標準化活動の一体的推進やワンストップ窓口の設置等の産業界における推進体制の整備等がなされてきた。
- これらの取組の結果、国際標準化機関における議長や幹事国などの重要ポストの獲得数や国際標準案等の提案件数は増加傾向にあるものの、欧米主要国の活動水準にはまだ及ばない状況にある。
- 実務者からは、外国の国際標準化活動に関する情報収集体制や海外における標準化活動に対する支援体制が不十分との指摘がある。

(政府による国際標準化に関する戦略等の策定)

- ・ 知的財産戦略本部による「国際標準総合戦略」の策定(2006年)、経済産業省による「国際標準化戦略目標」の策定(2006年)、総務省による「我が国の国際競争力強化のためのICT研究開発・標準化戦略」の策定(2008年)など、政府において国際標準に関する各種の戦略が策定された。
- ・ 本年制定された「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」においては、国が国際標準に関する国際機関への参画等国際標準への適切な対応に必要な措置を講ずることや研究開発法人、大学及び事業者が国際標準に関する専門的知識を有する人材の確保・育成等の国際標準への適切な対応に努めることが規定されている。

(研究開発と国際標準化活動の一体的推進)

- ・ 総務省や経済産業省、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)産業技術総合研究所等において、研究開発と国際標準化活動の一体的推進に関する取組が行われ、当該取組の成果を基に国際標準化機関に対して国際標準案等を提案した事例も現れている【図表15, 16】。しかし、このような取組については、必ずしも積極的でない公的研究機関等も認められるため、一層の拡大が必要。

(産業界における推進体制の整備)

- ・ 2005年、日本規格協会に「国際標準化支援センター」が設置され、国際標準獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受けへの支援、国際幹事、議長等との交流会の開催、標準人材の育成、企業への情報提供等が行われている。
- ・ 2008年7月、情報通信関連8団体の協力の下、「ICT標準化・知財センター」が設立され、ICT分野における国際標準化に関する普及・啓発活動、戦略の策定、人材育成等が行われている。

(国際標準化機関における議長、幹事等の獲得状況)

- ・ ISO/IECにおける幹事国の引受数はこれまで増加傾向で推移しており【図表17, 18】、2007年に新たに5件引き受け、合計71件となっている。しかし、欧米主要国の水準にはまだ及ばない状況。
- ・ ITU-R (国際電気通信連合 無線通信部門) については、2007年10月の総会において、我が国は6のSG (研究委員会) のうち、1つの議長ポスト、2つの副議長ポストの獲得、また、ITU-T (国際電気通信連合 電気通信標準化部門) については、2008年10月の総会において、我が国は10のSGのうち、2つの議長ポスト、6の副議長ポストの獲得にとどまり、両者合わせて議長数は1増加したものの、副議長数は3減少した。
- ・ 2008年のISO総会において、ISOにおけるTCの設置等について決定権を有するTMB (技術管理評議会) の常任国に、日本が加わることが承認された。

(海外情報の収集体制の強化等)

- ・ 実務者からは、国際標準化への取組を一段と強化していくには、まず、欧米アジア各国の標準化活動の情報を的確に把握することが重要であり、官民が協力してこれらの情報を体系的かつ継続的に収集する体制を整備すべきであるとの指摘がある。
- ・ また、現在、国際標準化支援センター等から支給されている国際会議に参加する際の費用助成やミッションの支援は大変有効であり、引き続き支援策を強化すべきとの要望もある。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

産官学連携による国際標準化活動に関する取組の強化により、欧米と比して遜色のない国際標準化活動を実現する。

評価指標：国際標準化機関における議長、幹事等ポストの獲得状況

評価指標：国際標準化機関に対する国際標準提案等の数

評価指標：国際標準化への取組を評価指標を含む研究開発事業の数及びその成果

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 国際標準化に関する各戦略の確実な実行と改定

これまで政府が策定した国際標準総合戦略等の各戦略を確実に実行するとともに、必要に応じてそれら戦略の適切な見直しを行う。

○ 研究開発と標準化活動の一体的推進の拡大

国の研究開発において国際標準化を明確に位置付けるとともに、その評価に際しても国際標準化への取組状況を確実に確認する取組を一層拡大する。

○ 海外の国際標準化情報の収集・提供体制の構築

諸外国における標準化団体との情報交換会や産業界の海外事務所の活用等を通じ、欧米やアジア諸国における国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、国内支援機関等を通じてその情報を産業界や大学、公的研究機関等に提供する体制を整備する。

③ 国際標準人材の育成

(i) 施策の成果に対する評価

視点 1：大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動を明確に位置付け、職員の同活動への取組を積極的に評価する体制を構築すべきではないか。また、産業界においても国際標準化人材をより積極的に評価すべきではないか。

【評価の概要と課題】

- これまで、国際標準化活動に携わる産学官の人材を積極的に評価するため、新たに内閣総理大臣表彰を創設するなど、顕彰制度の充実を図ってきた。
- 一方、我が国の場合、国際標準化機関における幹事や議長を担当する者には大学や公的研究機関の研究者が多く含まれているが、大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動が明確に位置付けられていないこと等から、同活動が研究者の評価に正當に反映されていない面がある。また、このことが国際標準化活動に携わる若手研究者の減少の一要因となっているとの指摘もある。
- このため、本年 10 月に改定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、研究者の業績の評価に当たり、研究開発の実績に加え、国際標準化への寄与等に関する活動にも着目して評価を行うことが明記されたところであり、今後、本指針に沿って大学や公的研究機関の研究者に対する業績評価が行われることが必要。
- また、産業界においても国際標準化に携わる人材に対する積極的な評価が行われることが期待される。また、その評価にあたり、政府の顕彰制度との連携を図ることも期待される。

(政府における顕彰制度の充実)

- ・ 経済産業省は、2007 年、従来の「経済産業大臣表彰」に加え、国際標準化活動に率先して取り組み、その功績が極めて顕著な個人に対する「内閣総理大臣表彰」を創設した。あわせて、国際標準化活動貢献者に対する「産業技術環境局長表彰」を創設した。
- ・ 国土交通省の鉄道技術標準化調査検討会は、2007 年度から、鉄道分野における標準化活動の重要性に係る認識の増進を目的として「標準化活動貢献者表彰」を実施。
- ・ しかし、総務省等においては、標準化活動に特化した表彰制度は設けられていない。

(大学・公的研究機関の貢献)

- ・ 我が国の I S O 議長ポストの約半数を大学及び公的研究機関関係者が担うなど、我が国の国際標準化活動におけるこれらの機関の人材の貢献は大きい【図表 2 1】。

(国の研究開発評価に関する大綱的指針)

- ・ 2 0 0 8 年 1 0 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定され、研究者の業績評価に当たって、「研究開発の実績に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、国際標準化への寄与等の関連する活動にも着目して」行うことが明記された。今後、本指針に沿って、大学や公的研究機関において研究者の業績評価が行われることが期待される。

(産業界における国際標準化人材の評価)

- ・ 産業界においても、国際標準化に携わる人材が積極的に評価されていないとの指摘があり、積極的な評価が行われることが期待される。

視点 2：次世代を担う人材の早期育成・確保のため、企業等における人材や大学など高等教育課程の教育を重点的に行うべきか。長期的視点に立ち幅広く教育を行うべきか。

【評価の概要と課題】

- これまで、国際標準化活動に携わる企業等における人材の育成を図るため、国際標準化機関の議長や幹事を担う者、国際標準原案を作成する者、国際交渉の現場を担う中堅・若手の専門家等のそれぞれを対象にした各種研修やセミナーを開催してきた。
- また、将来的に国際標準化活動において活躍する人材の裾野の拡大を図る観点から、小中高等学校、高等専門学校、大学等における標準化教育の充実が図られてきた。
- しかしながら、中国や韓国等における国際標準化活動に参画する人材が質・量ともに増大傾向にある中、我が国においては、現在の国際標準化活動の次の世代を担う中堅・若手の人材が依然として不足している状況にある。

(研修・セミナーの開催)

- ・ 総務省は、I T U 等における我が国からの出席者の能力向上を図るため、中堅・若手

の専門家を対象とした「国際会議と国際交渉実践セミナー」を毎年度開催している（２００８年度の参加人数は約２００人）。

- ・ 日本規格協会が実施している研修は以下のとおり。

- －「国際標準化リーダーシップ研修」

ISO／IECにおける日本代表やTC／SCの議長、幹事等として活動している者を対象として実施（２００７年度の参加人数は約２０人）。

- －「国際標準作成研修」

ISO／IEC等における我が国の国際標準化活動において、国際標準原案の作成に携わっている者等を対象として実施（２００７年度の参加人数は約６０人）。

- －「国際幹事等実務者研修」

TC／SC幹事やWGコンビーナ等の新任者を対象として実施。

（学生等に対する標準化教育）

- ・ ２００６年から、経済産業省等から講師を派遣し、「身の回りにある標準化」や「社会に役立つ標準」などをテーマとして小中高等学校や高等専門学校を対象に「標準化出前授業」を実施。これまで、１０以上の小中学校、２０以上の高校、高等専門学校において実施した。
- ・ 大学については、京都大学、東京工業大学等多数の大学において特別講義等が実施されている【図表２４】。また、大学向けの教材の開発も行われているところ。

（次世代を担う国際標準化人材の不足）

- ・ 中国や韓国では、大学等において組織的な標準化教育が行われており、国際標準化に携わる人材も増えていると指摘されている。
- ・ 我が国の国際標準化活動に携わる人材は高齢化しており、中堅・若手の人材が少ないと指摘されている。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

欧米に比して遜色のない国際標準化活動を実現するために必要な企業、大学、公的研究機関等の人材を育成・確保する。

評価指標：大学や公的研究機関の研究者の業績評価における国際標準化活動への寄与の評価状況

評価指標：企業、大学、公的研究機関等における国際標準化活動に携わる人材の育成・確保の状況

評価指標：研修、セミナー等の実施状況及び参加人数

評価指標：大学等における標準化教育の状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 政府における顕彰制度の拡充

国際標準化活動に功績のある者を顕彰するための制度が整備されていない技術分野について、その整備を行う。

○ 研究者の業績評価の改善

大学や公的研究機関が「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って、研究者の標準化活動への寄与をその業績評価の対象とするよう促す。

○ 国際標準化活動に携わる者への研修、セミナー等の実施

国際標準化活動に携わる者の能力向上を図るため、研修、セミナー等を継続的に実施する。

④ アジア等諸外国との連携強化

(i) 施策の成果に対する評価

視点：アジア等諸外国との連携は十分か。

【評価の概要と課題】

- アジア・太平洋諸国における国際標準化活動のレベルを上げると共に、これまでの協力体制を強化し、国際的な発言力を確保する観点から、「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」の策定等、アジア・太平洋地域における関係諸国との連携強化を図ってきたところ。
- 今後とも、アジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化や国際標準案の共同提案の拡大等に向けた取組を強化することが必要。

(アジア・太平洋地域における連携)

- ・ 2007年、アジア・太平洋地域における人的ネットワークの強化や国際標準案の共同提案の促進等を内容とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定。このような動向を踏まえ、(独)製品技術評価基盤機構において諸外国との共同提案に向けた研究開発プロジェクトが実施された。
- ・ 2008年、日本(日本工業標準調査会：JISC)が太平洋地域標準化会議(PASC(the Pacific Area Standards Congress))の事務局長に就任(2010年までの任期)。
- ・ PASCは、昨年のISOに引き続きIECとの協力協定(PASC地域内におけるIEC規格採用の促進、IEC活動への参加等)を締結。
- ・ 2007年、第6回北東アジア標準協力フォーラム(淡路島)において、新規案件6件、継続案件10件について日中韓で協力推進することに合意。
- ・ NGN(次世代ネットワーク)の国際標準化に関し、日中韓の研究機関を国際ネットワークで接続した実証実験環境を構築し、本年3月から相互接続実験を開始。今後、実験結果を踏まえ、日中韓でのITUへの国際標準案の共同提案を行う予定。
- ・ 2008年6月、アジア太平洋電気通信共同体(APT)はアジア・太平洋電気通信標準化機関(ASTAP)第14回総会を日本(神戸)にて開催し、個別分野に係る標準化の推進、アジア諸国の連携強化等について審議した。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

アジア・太平洋地域における国際標準化活動に関する諸外国との連携を一層強化する。

評価指標：アジア・太平洋地域の諸外国との国際標準案の共同提案に向けた研究開発プロジェクトの数、その成果及び相手国の数

評価指標：アジア・太平洋地域の諸外国との国際標準案等の共同提案数及び相手国の数

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ アジア・太平洋地域における共同提案の増大

アジア・太平洋地域における諸外国のニーズを踏まえつつ、共同研究開発の実施等を通じ、国際標準案等の共同提案を増大させる。

○ アジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化

太平洋地域標準化会議やアジア太平洋電気通信共同体等におけるアジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化に向けた取組を継続する。

⑤ 国際標準に関するルールづくりへの貢献

(i) 施策の成果に対する評価

視点：環境、安全、福祉や情報通信のように社会的に多大な影響を及ぼし得る技術分野を考慮し、国際標準に関わる特許権の権利関係を調整する対応策についての検討が必要ではないか。

【評価の概要と課題】

- 標準化における特許権の取扱いに関しては、国際標準化機関におけるパテントポリシー及びそのガイドラインが共通化され、また、国内においても、標準化機関におけるパテントポリシーの改定や標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方の公表等により、一定の明確化が図られてきた。
- しかしながら、依然として、標準の策定や普及に関して特許権の不当な権利行使が行われる場合がある。
- オープン・イノベーションの進展に伴い、国際標準化の重要性は高まっており、その円滑な普及を図る観点から、知的財産権の取扱いの一層の明確化が求められている。

(パテントポリシーの整備)

- ・ 日本工業標準調査会（J I S C）が国際標準化機構（I S O）、国際電気標準会議（I E C）及び国際通信連合（I T U）に対して各機関がそれぞれ個別に定めていた「標準に含まれる特許権等の取扱いルール（パテントポリシー）」を共通化することについて積極的な働き掛けを行い、共通パテントポリシー及びその実施ガイドラインが策定された。共通パテントポリシーについては2006年、ガイドラインについては2007年にそれぞれ運用が開始された。これに伴い、国内の標準化機関におけるパテントポリシーが改定されるなど、標準化機関における特許権等の取扱いの明確化が国内外において着実に図られた。

(独占禁止法上の考え方)

- ・ 公正取引委員会が「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（2005年）、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007年）をそれぞれ公表した。例えば、前者の中では、標準化活動に参加し、自らが特許権を有す

る技術が規格に取り込まれるよう積極的に働き掛けていた特許権者が規格の普及後に当該規格を採用する者に対して、当該特許権のライセンスを合理的な理由なく拒絶することは、場合によっては私的独占や不公正な取引方法として独占禁止法上問題となることが明示されている。

（必須特許の判定業務）

- ・ パテントプールの円滑な運営を図るためには、必須特許（規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許）の認定を行う第三者機関が必要。このため、日本知的財産仲裁センターは２００６年から標準に係る必須特許に関する判定業務を行っており、現在、日本におけるデジタル放送規格（ＡＲＩＢ標準規格）及びデジタルケーブル放送規格について判定業務が行われている。

（イノベーションと知財政策に関する研究会）

- ・ 「イノベーションと知財政策に関する研究会」（２００８年、特許庁）において「標準化戦略の推進を支える知財システム」の必要性が提言され、「標準化戦略を推進していくためには、標準技術に関する権利の更なる質の向上を図ることや、標準技術に関する特許が円滑に利用される環境を整備することが重要」との指摘がなされた。これを踏まえ、現在、特許権の質の向上を図るための方策について検討が行われている。

（国際標準の先行文献化）

- ・ 国際標準の先行文献化については、ＥＰＯとＥＴＳＩ（欧州電気通信標準化機構）が研究している。国際標準は完全にオープンにできない場合があることや公知の基準についての問題があるが、特許庁においても国際標準の先行文献化について進めて欲しいとの指摘がある。

（標準と知的財産権に関する事例収集等）

- ・ 「標準化と知財に関する研究会」（経済産業省）において、ＲＡＮＤ（Reasonable And Non-Discriminatory）に関する議論や標準と知的財産権に関する問題の事例収集及び分析が行われた。

（裁定実施権制度の検討）

- ・ 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループにより技術標準に必須な特許に対する裁定実施権による対応の可能性について検討が行われ、当該ワーキンググループが取りまとめた「特許発明の円滑な使用に係る諸問題について」（２００４年１１月）には以下のように記載されている。

「・・・技術標準に必須な特許が円滑に利用されないために産業の発展及び技術の進歩が

阻害されているのではないかという指摘を踏まえ、これらの問題について、裁定実施権制度による対応可能性を検討した。

指摘のあったそれぞれの問題点については、何らかの対応が必要となっている重要な問題であるとの認識は得られた。しかし、…本ワーキンググループにおいて様々な観点から検討した結果、…技術標準に必須な特許に係る問題を裁定実施権制度により解決するという点については、T R I P S 協定をベースとした諸外国との良好な国際協調の維持及び我が国の知的財産政策等の観点から、慎重に検討すべきとの意見が多く出された。また、現時点において、これらの問題の解決のために裁定実施権制度を用いることについては、我が国の産業界においてもコンセンサスの醸成は十分とはいえない状況にある。加えて、国際的に見ても、諸外国の動向や議論の方向性が定まっているとは言えない。

よって、このような現状においては、裁定実施権の制度の改正又はその運用の見直しについては慎重に精査・検討する必要がある、本ワーキンググループでは早急な結論は出すべきではないとの結論に至った。」

- ・ オープン・イノベーションの進展により、国際標準化の重要性が高まっている中、社会的ニーズの高い技術分野における標準技術に関する特許権に対する裁定実施権制度の適用の可能性について再検討を行うべきではないかとの指摘がある。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

オープン・イノベーションの進展に伴い重要性を増している標準化活動と調和した知財システムの構築を目指し、知的財産権の正当な権利行使を尊重しつつ、標準技術に関する知的財産権が円滑に利用される環境を整備する。

評価指標：国際標準に係る知的財産権に関する情報提供体制の整備の状況

評価指標：国際標準に関する知的財産権の権利者と利用者との権利調整の在り方に関する検討状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 独占禁止法ガイドラインの見直しと周知徹底

標準技術に関する知的財産権の取扱いに関する独占禁止法上のガイドラインを定期的に見直すとともに、その周知徹底を図る。

○ 強制的に実施可能とする方策の検討

国際標準におけるアウトサイダー問題やホールドアップ問題に関しては、オープン・イノベーションの進展に伴う国際標準化の重要性の高まりを踏まえ、国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い分野における標準技術に関する特許発明を強制的に実施可能とする方策について、特許法や独占禁止法など幅広い観点から検討を行う。

○ 国際標準に関する技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備

標準策定過程における国際標準案や策定後の国際標準などの技術情報を積極的に収集するなど、国際標準に関する技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備について検討を行い、検討の結果に応じて必要な措置を講ずる。

（３）中小・ベンチャー企業への支援

① 相談・情報提供機能の強化

（い）施策の成果に対する評価

視点１：中小企業における知財マインドの浸透は十分か。

【評価の概要と課題】

- 中小企業であっても、研究開発の成果を特許として権利化する、又は営業秘密として秘匿することを通じて、知的財産を戦略的に獲得・管理することにより、競合他社の市場参入を抑制するなど、市場の中で優位性を獲得することが可能となる。
- これまで中小企業の知財マインドを向上させるため、各種セミナー・説明会の開催、パンフレット・マニュアル等の配付により知財戦略の普及・啓発を図ってきた。
- しかし、知財に対する認識は広まりつつあるものの、知財を獲得・管理することのメリットが十分に伝えきれていないため、知財戦略を企業経営に取り込むという行動にまで十分つながっていない。

（中小企業による特許出願）

- ・ ２００７年の内国特許出願のうち中小企業が占める比率は、出願人数ベースの比率では約５８％（２００６年は約５１％）であるものの、出願件数ベースでは約１２％（２００６年は約１１％）。また、同年の内国特許登録のうち中小企業が占める比率は、出願人数ベースでは約５１％（２００６年は約４８％）、登録件数ベースでは約１３％（２００６年は約１２％）。

（中小企業におけるノウハウや技術情報の適切な管理）

- ・ 関東経済産業局の「中小企業の知的財産活用事例集」（２００８年３月）におけるアンケート調査結果によると、６０％以上の中小企業が年間１件～９件の技術を産業財産権として出願せずに「ノウハウとして秘匿している」と答えているが、それらの秘密情報については「特に管理していない」とする企業が半数を占めている。また、中小企業は資金的な問題から、国内出願しかしない傾向が強くなり、結果として海外への技術流出につながるなどの指摘もある。権利化を伴う知財活動だけでなく、権利化を行わない際の知財の適切

な情報管理に対する認識の向上も重要である。

(知財マインドの浸透)

- ・ 東京商工会議所の「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果（平成20年4月）によれば、今後重視する経営課題に知的財産を挙げる中小企業経営者はわずか2.8%にすぎない【図表26】。
- ・ 関東経済産業局の「中小企業の知的財産活用事例集」（2008年3月）におけるアンケート調査結果によると、過去特許出願を行った中小企業であっても、「知財を意識した企業経営を行っている」と回答した企業は約70%にとどまっている【図表27】。また、同アンケートで「知財を意識した経営を行っている」との回答と「行っていないが、必要だと考えている」との回答を合わせると90%以上になるが、知財活動支援機関による説明会・研究会については、46.2%と半数近くが参加していないと回答しており、知財に対する取組意欲の高さとは裏腹に、説明会・研究会を通じて自社内に知財スキルを蓄積するという積極的な意識は高くないことが伺える【図表28】。
- ・ このような状況の下、中小企業における知財マインドの浸透策に関し、次のような意見や指摘がある。
 - ・ 中小企業に対しては、「知財が大事」と話をしただけでは、社内リソースや費用面の問題もありなかなか導入されない。費用はかかるが、権利化すればリスクを排除でき、利益を得られる可能性があるというような具体的な話をすべき。
 - ・ 中小企業は、弁理士への顧問料や学会への参加（年会費・参加費が必要）等を投資や保険ではなく、単なるコストと捉えている。メリットが感じられないから知財に関心がないのではないか。中小企業の経営者に知財はコストではなく投資だと感じてもらえるような普及・啓発方法を模索すべき。
 - ・ 成功事例に対する関心は高い。中小企業が今後知財を活用するに当たり、どんな障害があるのかという点を十分踏まえた上で、普及・啓発に取り組むべき。
 - ・ 「知財」という言葉は中小企業には敷居が高い。販路開拓のところで知財を上手く結びつけたり、経営の中にもっと分かりやすく知財を埋め込むことができれば、知財を身近に感じることができるはず。経営課題と知財をどう結びつけるのか、という点が重要。
- ・ 中小企業の経営実態を念頭においた知財戦略を企業経営に取り込むことのメリットが伝わるような啓発方法が求められる。

視点 2：中小企業に対する相談・情報提供機能は十分か。

【評価の概要と課題】

- 全国の商工会・商工会議所に相談取り次ぎ窓口として、「知財駆け込み寺」を設置し、中小企業からの個別の相談を受付けるとともに、各種相談会やセミナーを開催している。
- しかし、実際に寄せられる相談は一部の窓口に集中しているのが現状であり、相談の対応者も必ずしもすべてが知財政策に精通した者ではないなど、寄せられる相談を的確に処理するための相談処理体制には改善の余地がある。
- また、中小企業向けの知財関連の各施策については、関係機関の連携が不十分であること等もあり、十分に認知されていない部分があることから、周知の方法について改善の余地がある。

（知財駆け込み寺）

- ・ 知財駆け込み寺に寄せられた 2007 年度の相談件数は、3, 118 件（全国約 2500 箇所）と低調であり、寄せられる相談は一部の窓口に集中している。また、東京商工会議所「知的財産権に関する企業の意識と企業間流通等に関する調査報告書」（平成 20 年 3 月）によれば、約 80 % の中小企業が知財駆け込み寺の存在を知らないと回答している。
- ・ 寄せられた相談には、経営指導員が対応し各支援機関へと取り次いでいるが、経営指導員は必ずしも知的財産に関する専門知識を有してはいない。寄せられた相談を支援機関につなぐという意味において知財駆け込み寺は機能しているものの、知的財産に関する具体的支援に対する潜在的ニーズの発掘という観点では十分に機能していないとの意見もある。

（情報提供）

- ・ （財）知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」（2005 年 3 月）によれば、約 75 % が審査請求料・特許料等の減免等措置を知らないと回答している【図表 29】。また、マニュアル（「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」等）を作成したにもかかわらず、あまり現場に行き届いていないなどの指摘がある。
- ・ （財）知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」（2005 年 3 月）によれば、公的支援機関や外部専門人材を利用するに

当たっての問題点は「政府・各種支援機関によるどのような支援制度があるのか分かりづらい」が5割で最も高い。

- 各政府機関、各支援機関がそれぞれ知的財産関連の支援策を有しているが、その支援施策に関する情報は必ずしも整理されていない。また、国の機関だけでなく、地方公共団体及びその関連機関も独自に知財関連施策を実施している。
- 各施策に関する情報を中小企業が簡単に入手することができるよう、情報提供の仕方には改善の余地がある。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

【中小企業における知財マインドの浸透】

政策目標 1

知的財産戦略を取り入れた中小企業経営を推進する観点から、中小企業における知財マインドを向上させる。

評価指標：内国人出願に占める中小企業の比率

評価指標：秘密保持規程や営業秘密管理マニュアルを策定・整備している
中小企業の割合（アンケート調査）

評価指標：知財を意識した企業経営を実現していると回答する中小企業の
割合（アンケート調査）

評価指標：今後重視する経営課題に「知財戦略」を選ぶ中小企業の割合（ア
ンケート調査）

【相談・情報提供機能の強化】

政策目標 2

より多くの中小企業に利用され、かつ利便性の高い相談対応体制及び情報提
供環境を構築する。

評価指標：相談及び各支援施策の認知度（アンケート調査）

評価指標：相談窓口、各支援機関の利用満足度（アンケート調査）

(iii) 今後講ずべき主な施策

【中小企業における知財マインドの浸透】

○ 中小企業に伝わりやすい普及・啓発活動の強化

知財戦略を企業経営に取り込むことのメリットが伝わるように、普及・啓
発活動の内容及び方法を改善する。

特に、知財を活用して成功する企業を育成するとともに、そのような事例
を周知することにより、中小企業全体の知財マインドの底上げを図る。

【相談・情報提供機能の強化】

○ 相談窓口の機能強化

中小企業にとって最も身近な相談取り次ぎ窓口としての知財駆け込み寺を
活用しつつ、地域力連携拠点との連携を強化することにより、知財に関する
相談に効果的かつ効率的に対応する体制を構築する。

また、地域力連携拠点におけるコーディネーターを対象とした知的財産制

度等に関するセミナー・研修を行う。

○ 知財関連支援施策のユーザーフレンドリーな情報提供

関係省庁、各支援機関、都道府県が実施する知財関連中小企業施策について、関係機関連携の下、取りまとめ・整理し、利用者が使いやすく必要な情報を容易に入手できる環境を構築する。

② 負担軽減に向けた取組の強化

(i) 施策の成果に対する評価

視点：中小企業のニーズに即した負担軽減策、支援策が講じられているか。

【評価の概要と課題】

- これまで特許料等の減免措置、先行技術調査制度、早期審査制度などの負担軽減策・支援策に関しては、要件の緩和、対象の拡大等を行ってきており、その利用実績は着実に増加している。
- 他方、例えば、特許出願の審査請求料・特許料等の減免措置に関しては、減免措置を受ける要件に合致しない中小企業も多く、申請手続が面倒であるが故に制度を利用しない中小企業もある。
- また、中小企業においても事業活動のグローバル化への対応が求められている現状にあつては、それを知財の観点から支援することが重要。中小企業にとっては海外出願の費用負担だけでなく権利取得後の模倣品対策等も大きな課題。
- 中小企業の知的財産を活用した事業経営を側面支援するために、今後とも減免措置、支援策を強化していくことが必要。また、これらの減免措置・支援策を効率的かつ効果的に実施していくには、支援策の検討段階から知財施策の担当者と中小企業施策等の担当者との連携が不可欠である。

(特許の取得・維持の負担軽減策)

- ・ 特許料等の減免制度の利用実績は、2004年度は5,014件、2005年度は6,366件、2006年度は8,293件、2007年度は10,148件と利用が拡大している。
- ・ (財) 知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」(2005年3月)によれば、政府・公的支援機関等による支援の要望は、「知的財産権取得費用の減免措置の拡充」、「知的財産権取得費用の融資・助成制度」の順に高く、資金的な支援を挙げる割合が高い。
- ・ 国税庁の税務統計(平成17年)によれば、中小企業(製造業)全体の約2/3が欠損法人(赤字企業)であり、「資力に乏しい法人」として特許料等減免制度の潜在的な対象になると考えられるが、近畿経済産業局が「発明の日」記念事業に参加した中小企業

に対して実施したアンケートによれば、特許審査請求料の減免措置について、約60%は「要件に該当しない」と回答している。また、同アンケートによれば、約10%が「手続が面倒であるために支援制度を利用していない」と回答している【図表30】。

- ・ 現状の減免措置を受けることができる企業は「資力に乏しい法人」か「研究開発型中小企業」（試験研究費等の比率が収入金額の3%を超えること等が要件）に限られており、新規開発を手掛ける中小企業の多数はその恩恵を受けることができないとの意見もある。
- ・ 提出しなければならない資料が多い現行の支援施策（特に減免制度）は申請手続が面倒であるとの指摘がある。
- ・ 米国、カナダ、フランス同様、我が国においても、中小企業であれば一律に特許出願料等を半額にする「スモールエンティティ制度」を導入すべきとの意見、自己申告だけで支援を受けられるようにする代わりに、支援を受ける要件に違反していることが事後的に発覚した場合に、罰則を課すような制度はできないかとの意見がある。

（先行技術調査支援）

- ・ 2004年6月から中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度が導入された。先行技術調査支援制度の利用実績は、2004年度は1,199件、2005年度は1,779件、2006年度は3,084件、2007年度は5,084件と利用が拡大している。
- ・ 特許電子図書館（IPDL）により先行技術調査を行う環境は整っているが、中小企業には、人的資源の余裕がなく、十分な時間を割くことも困難なことが多いことから、自ら先行技術調査を行うことが難しい。
- ・ 中小企業向けの出願後の先行技術調査支援に関しては、利用者から評価の声があり、無駄な研究開発及び出願を減らす観点から、出願前から同様の支援を受けられるようにして欲しいとのニーズがある。
- ・ 東京都知的財産総合センターは今年度から、特許出願戦略策定等のための他社特許調査費用を助成する事業「開発戦略策定支援助成事業」を始めた。

（外国出願助成）

- ・ 特許庁「産業財産権制度各国比較調査研究報告書」（20年5月）によれば、今後の外国出願については、特許の場合には約55%、意匠の場合には約20%、商標の場合には約27%の中小企業が出願を増やしたいと考えているものの【図表31】、外国出願の課題として、費用（翻訳費、代理人費用等）が高いことを挙げる企業が75%以上を占めている【図表32，33】。
- ・ また、同調査報告書によれば、海外出願をする理由として「模倣品対策のため」と回答する企業が多いが【図表34】、現実問題としては、自社の模倣品を探すことは難しく、また、探すことができたとしても訴訟等を起すだけの企業体力がないため、泣き寝入り

する中小企業が多いという指摘がある。

- ・ 業界団体で独自に模倣品の調査を行っているところもあり、そのような業界団体に対する支援を求める声もある。

(関係省庁・機関の連携)

- ・ 中小企業に対する知財施策は、中小企業の事業活動を支援する一つのツールとして捉えるべきであるが、例えば、「知財政策担当者は、中小企業政策を理解していないので、中小企業の立場に立った支援ができていないと感じる。一方、中小企業政策担当者は、知財は重要とだけは言えるが具体的に何をしたら良いかを伝えられていない。」との指摘もあり、連携が十分とはいえない状況。
- ・ 中小企業から寄せられるニーズに応える支援策の財源には自ずと限りがあるため、支援策の効率的かつ効果的な実施の観点からも、関係省庁・機関の連携が不可欠である。
- ・ 個別に出願助成や模倣品・海賊版被害に対する侵害助成制度が行われているが、中小企業の海外展開には一貫した支援が必要。また、例えば、中小企業向けに海外の販路開拓支援が行われているが、これと知財施策を組み合わせ、外国出願する際に必要な情報提供から、海外における権利取得及び販路開拓、その後の権利行使まで、一貫した支援策を検討することが必要。
- ・ この外にも、中小企業向けの研究開発支援において、中小・ベンチャー企業に対して経営ノウハウを教育する際に、知財戦略の重要性を教育に取り入れたり、研究開発支援に事前の他社特許調査を組み込んだりと、知財施策と他の施策との連携を図ることにより、中小企業における知財をいかした経営が促進され、中小企業施策と知財施策の相乗効果が期待される。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

中小企業のニーズに即した利便性の高い支援施策を講じる。

評価指標：中小企業向け減免措置、支援制度の利用実績

評価指標：中小企業向け減免措置、支援制度の利用満足度（アンケート調査）

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 特許審査請求料等の減免範囲・対象拡大の検討

特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支状況、利用者のニーズ、他の利用者の料金負担増大等を踏まえつつ、中小企業に対する資格要件の緩和や減免範囲の拡充などの必要性について検討する。

○ 特許審査請求料等の減免申請手続の簡便化の検討

特許審査請求料等の減免申請手続に関し、利用者が面倒であると感じる点がどこにあるのかについて分析し、その結果を踏まえて、例えば、要求する書類等の極力の簡略化、事前ではなく事後的に違反が明らかになった時にペナルティを課す制度など、更なる申請手続の簡便化について検討する。

○ 出願前先行技術調査支援の強化

無駄な研究開発や出願を防ぐため、特許情報活用支援アドバイザー等を活用した出願前の先行技術調査支援の強化を図る。

また、東京都が今年度から始めた特許出願戦略策定等のための他社特許調査費用助成事業のような取組が他の地方公共団体にも広がるよう促す。

○ 外国事業展開支援策の拡充

中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度の普及を図るとともにその拡充を検討する。

また、中小企業の海外事業展開に際して、諸外国の法制度やその運用等の情報提供から、権利の取得、販路開拓、権利行使、模倣品対策までの一貫した支援策の在り方について検討を行う。

○ 支援機関間・担当者の連携強化

知財関連施策と中小企業施策等との連携・融合を図るべく、担当者の連絡

会議を開催する等、関係機関、担当者間で綿密な情報交換を行い、施策の検討段階から一貫した連携を図る。

③ 知財を活用した経営の促進

(i) 施策の成果に対する評価

視点：中小企業の経営実態、ニーズに即した支援がなされているか（中小企業の資金調達、支援人材の育成）。

【評価の概要と課題】

- 中小企業においては、資金調達の円滑化、経営革新、販路開拓などに関する支援のニーズが高い。これらのニーズに対して知財の側面から対応していくことが必要。
- 資金調達に関しては、政策投資銀行や商工中金が中心となって知財担保融資の実績が徐々に積み上がってきた。
- 今後、知財を活用した資金調達を更に活性化、円滑化するためには、かかる動きを側面から支援するとともに、中小企業自らが積極的に技術等の知財に関する情報を金融機関等に対して開示することが必要である。
- また、経営革新、販路開拓に関しては、知財専門家やコンサルタントなどの専門家派遣による知財を取り入れた事業戦略の策定支援や、特許流通アドバイザーなどが中小企業等の事業化ニーズ及び技術シーズのマッチングを図る特許流通支援などを行ってきた。
- 今後、中小企業が知財戦略を取り入れた事業戦略を推進して知財を企業の利益に結びつけられるよう支援する人材を質・量ともに充実させ、かかる支援を強化していくことが必要。

(中小企業関連支援策に対するニーズ)

- ・ 東京商工会議所の「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果（平成20年4月）によれば、中小企業関連支援策に関しては、「資金調達円滑化」、「経営革新」、「販路開拓マーケティング支援」、「人材育成への支援」などに対するニーズが高い【図表35】。

(信託業法の改正と知財信託の普及啓発) (再掲)

- ・ 信託業法を改正し、知財権が受託可能財産として追加された（2004年度）。特許権

の信託登録の件数は、２００５年度に３９４件、２００７年度に１８件、商標権の信託登録の件数は、２００５年度に３９件、２００７年度には１４４件となっている【図表１０】。

- ・ また、知財信託制度の活用メリットや事例をＷｅｂサイトで公表することにより、制度周知及び利便性の向上を図った（２００６年度）。
- ・ グループ企業内信託の申請書類のサンプルをＷｅｂサイトで公表することにより、利便性の向上を図った（２００７年度）。
- ・ 地方独立行政法人化されていない公設試験研究機関等が保有する知財権に関して知財信託のニーズがあるかどうか、地方公共団体等にニーズ調査を開始予定（２００８年度から）。

（知財を活用した融資）（再掲）

- ・ 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース２１０億円で件数ベースでは３１０件（２００８年３月末）。その他、大手金融機関や地銀において、知財を担保とした融資実績が徐々に始まってきた。
- ・ 金融機関が企業に対して融資する際には、技術力や知財を含む非財務情報も財務情報と同様に重要視しているが、金融機関が企業の非財務情報を得るためにはコストがかかる。リレーションシップバンキングを目指し、企業と金融機関が安定的な取引関係を維持するためにも、企業側が自ら積極的に非財務情報を開示する知的資産経営報告書の策定・公表が重要。知的資産経営報告書があれば、企業と金融機関間のよいコミュニケーション・ツールになる、との意見がある。
- ・ 知的資産経営報告書の公表件数の推移は、経済産業省が把握する限り、２００５～２００６年度に１６社、２００７年度に２０社、２００８年１２月１５日時点で５９社となっている。今後は、①知的資産経営報告書の信頼性を高めるため、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報（技術力、販売力、研究開発力、知的財産、人的資産等）の明確化を図る、②知的資産経営報告書の更なる普及を目指し、簡易版フォーマットを作成する、③知的資産経営報告書の精度向上を図り、知的資産経営を実践している企業への資金調達を促進する、等の取組が望まれている。

（金融検査マニュアルなど）

- ・ 金融機関が借り手である中小企業の実態を把握する際には、中小企業の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産が適切に評価され、それに基づき中小企業への融資が一層円滑に行われる必要がある。このため、金融機関に対する検査においては、知的財産の評価を含め金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえた対応について、①積極的に評価し検査評定に反映させているほか、②優れた取組は検査指摘事例集に好事例として掲載している。

- ・ 金融検査マニュアルの「技術力」の項目に関して、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕には特許権、実用新案権、商標権、著作権について記載されているが技術力・知財関連項目の記載をさらに充実させることにより、中小・ベンチャー企業における知財担保融資や技術力・成長力に着目した融資が活性化するのではないかとの意見がある。
- ・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕のパンフレットを作成・公表することにより、検査官や金融機関のみならず、借り手である中小企業に対して中小企業向け融資を評価するに当たっての着眼点（金融機関がどのような点に着目して借り手を評価しているか）等の周知を図っている。
- ・ 金融検査マニュアルには「技術力」という項目があるが、融資する金融機関側に知的財産を含めた「技術力」を評価できる目利き能力が十分に備わってはおらず、また、融資を受ける中小企業側も、知的財産を用いた事業計画を融資担当者に説明できるだけの金融に対する知識が十分でないとの指摘がある。
- ・ 国や地方公共団体等の認定・表彰（「知財で元気な企業」、「元気なモノ作り中小企業300社」等）を受けた企業に対して、貸出金利の優遇を図る取組を進めている金融機関もある。

（地域密着型金融）

- ・ 金融審議会報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」（平成19年4月5日）において、地域密着型金融の具体的な取り組み方法については、各金融機関の自主的判断に委ねるべきものであるとしたうえで、「目利き機能」の向上や「定性情報の適正な評価、定量情報の質の向上」が取組事例として挙げられている。特に「目利き機能」の発揮に当たっては、特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワークといった中小企業の非財務の定性情報評価を制度化した知的財産経営報告書の活用も選択肢として考えられる、とされている。
- ・ 中小・地域金融機関は、地域の産業や地域の中小企業の実態をよく把握しており、また、自らのネットワークを有している。このような金融機関の融資担当者が知的財産の知識を持つことができれば、融資の判断材料の一つとして知財を活用した融資の活性化が期待されるだけでなく、中小企業の持つ技術シーズと事業ニーズをマッチングさせた新たな事業を創出し、事業を融資へとつなげていくという効果も期待される。

（知財戦略策定支援及び支援人材）

- ・ 中小企業において、知財戦略を取り入れた経営・事業戦略の策定をしようとしても、外部の人材を登用せざるを得ないのが実情である。
- ・ 2004年度から「地域中小企業知的財産戦略支援事業」を通じて、企業に専門家（1名又は複数人）を派遣し、280社以上の企業に対して知財戦略策定の支援を行ってきた【図表36】。なお、当該支援を受けた企業の73%が満足していると回答している。

- ・ しかし、知財戦略策定の支援ができる人材は未だ、質、量ともに不十分であるとの指摘がある。
- ・ ２００７年度から、上記事業に人材育成の観点も取り入れ、法律・技術・金融・販売等の専門家による支援チームを各地域で編成し、中小企業へ派遣し、中小企業の知財戦略策定に実践的に携わること等を通じ、地域における知財戦略支援人材の育成を図る取組が開始された（２００７年度はこの事業に９０人の専門家が参加）。

（技術移転・特許流通の促進）（一部再掲）

- ・ 農林水産分野の知財の流通等を促進するため、「農林水産知的財産ネットワーク」を構築（２００８年度）。
- ・ 特許流通データベースに登録された特許件数は、２００７年度に５２，２８７件【図表５】。
- ・ 科学技術振興機構（ＪＳＴ）の特許情報（出願から１年半未満の未公開特許情報を含む）データベース（Ｊ－ＳＴＯＲＥ）に登録された特許件数（公開、未公開、外国特許を含む）の件数は、２００７年度に１３，６６９件【図表６】。
- ・ 工業所有権情報・研修館（ＩＮＰＩＴ）の特許流通促進事業について、２００８年３月末までに延べ９５４名の特許流通アドバイザーが派遣され、１０，６７２件の契約が結ばれた。その経済的インパクトは２，６７４億円（２００７年末時点）【図表７】と推計される。
- ・ ２００８年度から設置された地域力連携拠点（全国３１６カ所）に、パートナーとして特許流通アドバイザーが参画している。
- ・ 中小企業は大企業と異なり、事業化ニーズに合う技術シーズを見つけてきたり、自社の技術シーズを売り込んだりする人員も十分でないところ、中小企業を念頭にこれまで行ってきた特許流通アドバイザーなどによる技術移転に関する事業を強化していく必要がある。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

中小企業金融において知的財産が積極的に評価される環境を整えることによって、中小企業の資金調達の円滑化を図る。

評価指標：知財担保融資の状況

評価指標：知財を活用した融資の状況

評価指標：国・地方公共団体等の表彰を受けた企業に対して優遇融資制度を実施している金融機関の数

政策目標 2

知財戦略を取り入れた経営・事業戦略の策定等を支援する中小企業支援人材を育成しつつ、中小企業が知財を活用した経営を行いやすい環境を整備する。

評価指標：知財戦略支援人材の育成状況

評価指標：弁理士ナビにおいて「知的財産戦略コンサルティング」を選択する弁理士の数

評価指標：特許流通アドバイザー等が関与した成約件数

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 地域密着型金融における知的財産の活用

中小・地域金融機関がそれぞれの金融機関の特性及び自主性に応じた地域密着型金融の取組の一つとして、知財を活用した融資が促進されるよう、各金融機関の融資担当者に対して知財に関する研修等を実施する。

○ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の更なる周知と必要に応じた改訂

金融機関による金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえた適切な対応を促すため、また、中小企業が金融機関の融資判断に当たっての着眼点を理解し、自らの融資交渉に当たり知的財産を積極的に活用できるよう、金融機関及び中小企業に対する金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知に一層努める。

また、金融機関が知財を適切に評価して与信判断をする際、同マニュアルが阻害要因となっている、あるいは不明確なために一定の誤解を生じているとの指摘があれば、同マニュアルの改定や金融検査マニュアルのQ & Aへの記載等の必要な措置を講ずる。

○ 知的資産経営報告書の普及

中小企業の資金調達が円滑に行えるよう中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を奨励する。

また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務要素を明確化し、知的資産報告書の精度向上を図る。

○ 認定・表彰制度の活用促進

金融機関において取組が進められている、知的財産に着目した認定・表彰を受けた中小企業に対する優遇融資制度の拡充を促す。

また、金融機関が認定・表彰の有無を融資の判断材料の一つとして利用しやすくするため、表彰された中小企業を継続して評価し続けるような認定・表彰制度の創設を検討する。

○ 知財を戦略的に活用した経営支援と支援人材の育成

法律、技術、金融、販売等の専門家を中小企業に派遣することにより、中小企業の知財戦略を取り入れた経営の定着を支援するとともに、かかる支援人材の育成を図る。

○ 中小企業向けの特許流通・事業化支援の強化

総合的な支援機能を有する地域力連携拠点と特許流通アドバイザーとの連携により、中小企業向けの特許流通事業を強化し、その成果を事業化につなげていく。

また、中小企業が保有する特許技術シーズの流通のための特許ビジネス市などを充実させ、中小企業を対象とした特許流通の機会の提供を強化する。

(4) 知的財産を活用した地域の活性化

視点：知財を活用した地域振興には何が必要か。

【評価の概要と課題】

- 知的財産を活用して地域を振興するため、２００５年度に地域知的財産戦略本部を設置した。現在、各地域知財戦略本部でその地域の実情に応じた事業計画の下、特色ある事業が展開されている。
- かねてより地域における各施策担当者レベルの連携が不十分との指摘があり、近年、農商工連携や地域力連携拠点などの地域レベルでの知財施策とその他の施策とを連携させる取組が開始されたものの、連携は未だ不十分である。
- 地方公共団体においては、一部先進的な取組を行っている自治体も現れてきているが、全体には広がっていない。
- また、グローバル化が進展する中、我が国の地名等が海外で商標登録されるなどの問題も顕在化しており、地域としてもその対応が求められている。

(地域知財戦略本部)

- ・ 地域経済産業局ごとに全国９ブロックで、地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」が２００５年度に設置された。２００７～２００９年度を普及・発展期と位置づけており、具体的な活動目標（アウトプット）及び成果目標（アウトカム）を含む事業計画を策定し、各地方の実情に合わせた取組を実施中。
- ・ 北海道知的財産戦略本部では、札幌に経済産業局、弁理士会、知的所有権センター等５機関が連携した総合相談窓口を設立し、知財に関するワンストップサービスを実現するとともに、知財に関する相談窓口が存在しない地域（函館、帯広、北見）にＴＶ会議システム等を利用して展開する試みを実施している。近畿知財戦略本部では、中小企業の知財担当者の勉強会として「近畿知財塾」を開催したり、海外模倣品対策連絡会議を設置したりするなどの取組を行っている。また、九州知的財産戦略協議会は、バイオ分野及び農林水産分野を重点産業分野とした施策を展開するとともに、地理的に近い中国を始めとするアジア諸国への事業展開の支援にも力点を置いている【図表３７】。
- ・ 「パテントソリューションフェア」（広域関東圏知財戦略本部）や「ビジネスマッチングフェア」（近畿知財戦略本部）のような取組を通じて、地域におけるマッチングが図られている（近畿知財戦略本部の「ビジネスマッチングフェア」における交流・商談件数：

2, 261件(16年度)、3, 505件(17年度)、4, 692件(18年度)、3, 620件(19年度)、4, 563件(20年度))。

(地域における連携)

- ・かねてより地方における知財政策担当者と中小企業政策を始めとした他の政策担当者との連携不足が指摘されてきたが、2008年度から、全国316か所に「地域力連携拠点」が設置され、地域力連携拠点と知財関連施策との連携や、農商工連携【図表38】が開始されるなど、知財施策とそれ以外の施策を連携させた取組も開始された。
- ・各経済産業局と地方農政局が共同してセミナー・相談会を全国17回開催し、延べ700名が参加した(2007年度)。
- ・地域における産学官のネットワークを形成し、新たな産業の創出を促進するため、「知的クラスター創成事業」、「産業クラスター計画」を推進してきた。知的クラスターについては、第I期(2002年度開始)における特許出願数は2,932件、事業化等件数は910件となっており、また、産業クラスターについては、第I期(2001～2005年)で約800件の創業(第二創業を含む)がなされた。しかし、これらの取組に対しては、様々な地域施策の相乗効果が発揮されていないとの指摘もある。
- ・生産者・生産者団体及び地方自治体連携の下、意欲ある地域において、商品のブランド化の検討から、流通・販売、ブランド管理までを一貫してアドバイスする専門家の招へい等を支援する(地域段階支援)とともに、地域段階の取組のサポート活動等を支援する(全国段階支援)ことにより、真に力のある「地域ブランド」を各地に多く出現させ、農林水産業の競争力強化、地域活性化につなげていく取組が始められた(2008年度から)。
- ・地域団体商標制度が2006年に導入されて以降、2008年11月末までに、409件が登録された【図表39】。地域団体商標で保護されるものは地域発の商品(又はサービス)のブランドではあるが、商品ブランドと地域そのもののブランドの双方が存在して初めて大きなブランド価値を生み出す。したがって、商品ブランドの主体である事業協同組合のみの活動のみではなく、商品開発・販路拡大といった商品ブランドを育てていく過程、さらに地域団体商標としての登録を受けた後、それを活用する過程において、地域の主体である地方公共団体を始めとした地域におけるさまざまな機関との連携が必要。例えば、北海道十勝支庁においては、各機関連携の下、地域団体商標制度の活用などを通じた農産品のブランド力の向上を図りながら、「食」を核とした観光プロジェクトを開始した(十勝連携地域政策展開方針、2008年10月)。
- ・今後ともこのような連携の取組を更に深化させつつ、地域における知的財産関連の活動レベルを向上させていく必要がある。

(地方公共団体の取組)

- ・ 2008年3月時点で、30の都道府県が知財戦略を策定し、4県が策定中又は策定を予定しており、地方自治体においても地域の特性をいかした知財戦略の策定が進展している。鳥取県が2006年4月に全国に先駆けて、「鳥取県知財の創造等に関する基本条例」を策定。19都道府県及び2市で「地域ブランド戦略」を策定済。
- ・ 地方公共団体は独自に、相談窓口の設置や権利取得費用の助成制度などの支援施策を展開している。
- ・ 地方公共団体の中には、東京都（知的財産総合センターの設置）、愛知県（知的財産活用成功企業づくりモデル事業）、横浜市（官民連携の知財支援組織の設置、横浜価値組企業の認定）など、先進的な取組を行っている自治体が徐々に増えてきた。
- ・ 2007年度より、特許庁は、意欲的な取組を進める地方公共団体と連携して、支援事業を重点的に実施し、地方公共団体における知財施策の成功モデル作りを開始した。2008年度は農商工連携の観点から地方公共団体との連携事業を拡大する予定である。地方公共団体自身の知財施策に対する意識を向上させるためには、成功モデルを着実に生み出し、その成果を周知することが重要である。

（グローバル化への対応）

- ・ 経済のグローバル化、オープンイノベーションが進展する中、地域としてもそれに対応した地域振興を図る必要がある。
- ・ 全国各地において地域ブランドの確立に向けた取組が進められる中、グローバル化の観点からは、近年、中国、台湾等において日本の地名等（青森、コシヒカリ、讃岐うどん等）が第三者により登録されるという問題が顕在化してきており、国、地方公共団体が一体となって対策を講じている。
- ・ 特許庁は2008年6月に中国・台湾で既に行われた商標の出願・登録状況についての調査方法をまとめた「商標検索マニュアル」、都道府県名・地域団体商標の冒認出願に対する法的な対応策をまとめた「冒認出願対策リーフレット」、法的対応・手続等の詳細について解説した「商標冒認出願対策マニュアル」を作成・公表した。
- ・ また、地方公共団体を対象として、その地域の地名等が海外において商標出願されていないかを調査する民間サービスの提供も開始されている。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

国、地域知財戦略本部、関係機関、地方公共団体などの組織間の連携の下、知財施策と中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等とを連携させ、知財を積極的に活用した地域振興を図る。

評価指標：地域知的財産戦略本部の成果目標達成状況

評価指標：地方公共団体の知財施策の取組状況

評価指標：地域力連携拠点の活動状況（知財関連）、農商工連携の取組状況

評価指標：知的クラスター、産業クラスターの活動状況

評価指標：地域団体商標の活用事例

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 関係機関及び各施策担当者との連携強化

地域知財戦略本部、関係機関、地方公共団体などの地域における組織間の連携、及び知財政策担当者と中小企業施策、農林水産施策など各施策担当者間との連携を強化しつつ、地域における知財教育、模倣品・海賊版対策、海外における我が国の地名等に係る商標問題への対応等の知財関連施策を着実に実行する。

また、地域力連携拠点における取組、農商工連携、産業クラスター、知的クラスターにおいて、知財施策と他の施策との連携を強化する。

○ 地域団体商標を活用した地域振興

地方公共団体、観光協会等の関係機関・団体の連携の下、生産者団体等の組合による地域団体商標の獲得、獲得後の地域団体商標の活用及びブランド管理を支援する。

○ 地方公共団体の先進的取組の成功モデル

国と地方公共団体が連携して、地方公共団体による知財施策の先進的取組の成功モデルをつくり出す取組を強化する。

また、特定の企業を継続的に支援し、地域における成功事例を創出する地方公共団体の取組を奨励する。

○ 中国、台湾等における我が国の地名等に係る商標問題への対応

関係省庁が連携して地方公共団体等に対して、中国、台湾等の海外における

商標出願手続についての情報提供を行うとともに、当該国における早期権利化や取消請求等の自発的な取組への支援を強化する。

また、事業者や地方公共団体による、中国や台湾での商標の監視や第三者による商標の抜け駆け出願への対応を支援すべく、我が国の地名等が海外で出願又は登録された場合の対応策をまとめたマニュアル等の普及を図る。

さらに、我が国の地名等が当該国において登録されることを防止するため、当該国の商標制度及びその運用の改善を働き掛ける。

4. 人材の育成と国民意識の向上

① イノベーション創出に資する知財人材の育成

(i) 施策の成果に対する評価

視点：創造・保護・活用の各段階を横断的に俯瞰し、知的財産を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材の育成が不十分ではないか。

【評価の概要と課題】

- 「知的財産人材育成総合戦略」や知的財産推進計画の人材育成に係る取組を通じて、人材育成を官民挙げて進めてきた結果、知的財産人材の数は増えてきた。また、人材の量的拡大とともに質の向上を図るべく、人材育成の環境整備を進展させてきた。
- 知的財産を活用して競争力のある事業を創出するためには、事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の三位一体での推進が必要である。その際、グローバル化・複雑化する社会ニーズを把握し、社会課題を解決するのに必要な知的財産を獲得・活用することにも留意が必要である。
- しかしながら、事業戦略と知財戦略の連携はまだ不十分であり、その実現に必要な人材の育成・確保が不可欠。
- このため、知的財産専門人材に経営・事業に関する知見を習得させるとともに、経営・事業戦略に携わる人材には知的財産に関する知見を習得させるという両方からのアプローチにより、企業内や産学間でこれらの人材の連携を一層推進することが必要である。

(人材の量的拡大と質向上のための環境整備)

- ・ 2000年の弁理士法改正による弁理士試験内容の簡素・合理化などを通じて、弁理士人口は量的に拡大している【図表40】。
- ・ 知的財産専門人材の質の向上に関しても様々な取組が進められている。弁理士においては、実務修習制度と継続研修制度を導入し、資質の維持及び向上を図ることとした【図表41】。法曹人材については、すべての法科大学院において知的財産関係の授業科目を開設し、知的財産法を新司法試験の選択科目に導入した【図表42】。
- ・ 企業の知的財産担当者などを含めた知的財産専門人材全般については、知的財産専門

職大学院の開設や知的財産管理技能検定の国家試験化など、知的財産の専門知識を習得する環境を整備した。

- ・ 経団連の「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」（２００８年３月）によると、企業・業界の事業活動における知的財産の位置付けや社内の意識が高まったと回答した企業（「かなり高まった」を含む）は約８０％に達するなど、意識の改革が進んでいる【図表４４】。

（事業戦略への知財戦略の組み込み）

- ・ 知的財産を活用して競争力のある事業を創出するためには、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略を三位一体で推進する必要がある、知的財産専門人材の事業戦略への積極的な関与と経営・事業に携わる者の知財戦略への積極的な関与が不可欠。
- ・ しかし、知的財産専門人材は専門性の高度化にこだわるあまり、知的財産の保護・権利化という領域に能力が偏っているという指摘がある。
- ・ 特に中小企業へのアンケート調査結果によると、知財活動を行うに当たり利用したことのある外部のアドバイザーとして「弁理士」と回答した企業の割合が５４．６％と高く【図表４５】、知的財産制度に詳しいだけでなく、クライアントの事業を踏まえて知的財産を創造し、権利化し、活用することを総合的にアドバイスすることのできる弁理士が求められている。
- ・ また、経営・事業戦略に携わる人材においては、知的財産について学ぶ機会が少ないとの指摘がある。
- ・ 「企業の経営者で知財は重要でないという人は少ないと思う。しかし、知財がなぜ重要なのか、知財を重要視すると何が変わるのかを説明できる人は少ないのではないか」（経団連 「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」 ２００８年３月）との意見があり、知的財産を経営にいかし切れていない企業・人が未だ多いと考えられる【図表４６】。

（社会ニーズに対応できる知的財産人材）

- ・ 知的財産を活用して競争力のある事業を創出する上で、産学連携においては、企業の求めるニーズに対して必要なシーズを提案できる人材が大学などで適切に配置されることが重要である。ニーズに精通した人材を企業などから受け入れたり、大学の人材を企業に派遣して企業のニーズを体得するＯＪＴを実施したりすることを通じて、ニーズに対応したシーズを提案し、企業とともにビジネスプランを構築できる人材を大学などに十分に配置する必要がある。
- ・ また、企業においては、社会のニーズに対応した事業戦略を起点として、事業を成功させるのに必要な技術・知的財産を確保することも重要である。自社で既に保有している知的財産のうち利用できるものは何か、保有している知的財産に対して足りない部分

はどこか、外部から技術・知的財産を取得するに当たってどのようなライセンス形態が適切であるかなどを分析し、それに基づいて知財戦略を打ち立てることのできるスキルが知的財産担当者などに必要である。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

経営・事業戦略への知財戦略の組み込みを実現するため、知的財産専門人材の知的財産以外の周辺領域に係る能力を強化する。

評価指標：知財コンサルタント・総合アドバイザーを担える弁理士の数

評価指標：企業の知的財産担当部門の活動状況

政策目標 2

知財戦略を取り入れた経営・事業戦略を推進し、社会ニーズに対応しつつ知的財産を経済的価値の創出に結びつけられるよう、経営・事業戦略に携わる人材の知的財産に対する認識・知識をより一層高める。

評価指標：知的財産を意識した企業経営を実現していると回答する企業の数

評価指標：経営者を対象とした知的財産研修の開催状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 知的財産専門人材の能力の広域化

弁理士が企業の経営・事業活動に接する場と機会を支援したり、企業の知的財産担当者が事業部門や研究開発部門との連携を図るのに必要な知識を習得できるよう研修、授業、人事ローテーションを充実させたりするなど、知的財産専門人材の知的財産以外の周辺領域に係る能力を強化する。

○ 知的財産マネジメント人材の充実

経営・事業戦略に携わるより多くの人が知的財産に関する知識を習得するべく、経営系・社会系の人材（学生や教員を含む）に対する知財教育を充実させる。大学等の知的財産に関する授業において、知的財産制度だけでなく、知的財産と経営・事業との関係を教えるなど、それぞれの専攻に即した知財教育を行う。

○ 社会のニーズを把握して知財戦略を構築できる産学連携人材の育成

大学やTLOの人材においては、企業のニーズを体得するための企業との人材交流や企業でのOJTなど、人材の流動化を通じて、社会のニーズを把握し、ニーズに対して必要なシーズを提案できる人材の育成を促進する。

② グローバル化に対応した知財人材の育成

(i) 施策の成果に対する評価

視点：海外において我が国の知的財産を保護・活用するための人材は十分であるか。

【評価の概要と課題】

- 経済のグローバル化により、我が国企業の海外進出は一層活発化しており、知的財産活動についても一層のグローバル展開が求められている。
- 我が国の企業や大学等においては、外国への特許出願、外国企業とのライセンス交渉、外国での模倣品・海賊版対策など国際業務が増加している。欧米には特許等の出願・登録が多数なされており、訴訟への対応やライセンス交渉などを通じて、一定のノウハウを構築しつつある。また、中韓に対しては、知的財産専門人材の人材交流などを通じて知財制度や知財実務に関する知識の習得が行われつつある。
- しかしながら、インド、ブラジル、ロシアなどの新興国については、ビジネスチャンスが広がりつつあるにもかかわらず、現地の知財制度や知財実務に詳しい専門家が少ないとの指摘がある。これらの新興国に対しては、知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する一方で、国内の専門家を育成するための環境整備を行うことが重要である。
- また、企業においても、国際競争力のある知的財産人材がまだまだ不足しているとの指摘がある。
- さらに、大学知的財産本部に関しては、国際的な産学官連携活動を行うに当たり、海外出願の特許戦略の策定や海外企業との交渉実務に必要な人材の不足が指摘されている。

(経済のグローバル化と新興国の台頭への対応)

- ・ 経済のグローバル化により、我が国企業の海外進出は一層活発化しており、知的財産活動についても一層のグローバル展開が求められている。
- ・ 産業構造審議会 知的財産政策部会 「弁理士制度小委員会報告書」(2006年12月)によると、日本の出願人が外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類の翻訳文及び

ドラフトの作成や外国有資格者への媒介（外国出願関連業務）に対応した専門性を弁理士に期待している【図表４７】。

- ・ これまで欧米には特許等の出願・登録が多数なされており、訴訟への対応やライセンス交渉等を通じて、一定のノウハウが構築されてきた。また、これらの実務、欧米の知財制度に関する研修、欧米代理人との交流などを通じて、実務能力を習得することが可能となっている。
- ・ 中韓に対しては、日本弁理士会が、知的財産制度に関する情報交換や弁理士交流を目的として、大韓弁理士会や中華全国專利代理人協会と交流を続けている。２００７年７月に行われた大韓弁理士会との交流では４９名が参加し、両国から特許法や商標法などの改正内容などが説明された。
- ・ また、日本弁理士会の国際活動センターでは、外国の特許情報を収集したり、日本の知的財産制度に関する情報を海外へ向けて発信したりしている。
- ・ しかしながら、インド、ブラジル、ロシアなどの新興国については、経済発展が著しく、ビジネスチャンスが広がりつつあるにもかかわらず、現地の知財制度や知財実務に詳しい専門家が少ないとの指摘があり、これら諸国との交流チャネルの確保が課題。

（国際的な産学官連携）

- ・ 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて」（２００７年８月）によると、海外企業との契約交渉・手続きなどを担う人材、国際特許侵害訴訟等の法務に精通した人材、海外特許の実態を把握し、国際出願を含めた総合的な特許出願戦略を策定する人材の不足などが課題として挙げられている【図表４８】。
- ・ ２００８年度からの「産学官連携戦略展開事業」では、国際的な産学官連携活動の推進を目的に、知的財産本部における国際的に通用する知的財産人材の育成や国際的な産学官連携体制の強化を図っている。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

我が国において、経済のグローバル化に対応するために必要な国際的な知的財産人材を着実に確保する。

評価指標：知的財産人材の国際交流（セミナー、イベント等）の開催状況

評価指標：国際的な知的財産活動に従事する知的財産人材の現状

評価指標：国内専門家の海外派遣や海外専門家の招聘の状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 国際交流などの充実

外国での制度整備や人材育成に対する支援をしつつ、言語能力や国際的な交渉力など国際的に通用する実践的な能力を知的財産人材に習得させるべく、海外の知的財産専門人材との交流、知的財産専門人材の講師としての海外派遣、海外の専門家の招聘、WIPOなどの国際機関への派遣、海外の大学・知的財産研究所への留学、現地研修を取り入れた海外コースの研修などを充実させる。

○ 国際的な産学官連携の推進

国際的な産学官連携体制の強化に対する支援を通じて、海外特許の戦略的な取得などに取り組む中で、国際的に通用する知的財産人材の育成を図る。

○ 経済成長の著しい国の知的財産制度に関する情報提供

経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知的財産制度等に詳しい人材を育成・確保するためにも、我が国産業界の具体的ニーズ等を踏まえつつ、これらの国々の知的財産制度等に関する情報を適切に提供する。

③独創性を重視した知財教育の推進

(i) 施策の成果に対する評価

視点：オリジナリティの尊重を学ばせる知財教育は十分になされているか。

【評価の概要と課題】

- 将来にわたって知的財産を活用して競争力を持続していくためには、我が国の将来を担う世代が子供の頃から独創性や他人の知的財産を尊重するマインドを身につけることが重要である。
- これまで、教材・教育ツール等の配布やセミナー・発明教室等の開催を通じて、児童、生徒、学生が知的財産に関する知識を習得する機会を増し、国民の間に知的財産マインドを広める取組を進めてきた。
- しかし、「知的財産に関する特別世論調査（２００８年）」によると、模倣品・海賊版の購入を容認する者は５２．４％存在しており、国民全体への知的財産マインドの浸透は不十分である。

(知財教育の現状)

- ・ 児童に対する知財教育では、知的財産制度に関する教育よりも、創造性や知的財産を尊重する態度をはぐくむ教育が必要であるとの指摘がある。発明協会では、ものづくりの楽しみを体験できる少年少女発明クラブ事業を実施し、２００８年５月１日現在、全国４７都道府県に２０２のクラブを設置、９０００人以上のクラブ員を有している。また、約２０００名の指導員がクラブの活動を支えている。
- ・ 各企業等においては、製品に関わるものづくり体験、将来を夢見る楽しさを伝えるアイデアコンテスト、様々なアイデアを駆使してロボットを作成するロボットコンテストなど、学校や地域と一体になって子供たちへの知財教育を実施している。
- ・ 中学校での知財教育については、２００７年度に中学校の学習指導要領が見直され、「美術」、「音楽」、「技術」で知財教育が行われることとなった。また、高校では、学習指導要領において「情報Ａ」で著作権への配慮を扱うこととなっている。
- ・ 専門高校での知財教育については、産業財産権標準テキストを活用しつつ教師が独自に工夫した知財教育を実践する知的財産教育推進協力校を支援し、知財教育の普及推進及び定着を図っている。推進協力校の数は３４０校に達している。
- ・ 各経済産業局を通じて開催している児童や生徒向けの知的財産教育セミナーでは、弁理士などの知的財産に関する専門家が学校などを訪問する形式で授業・講義を実施して

いる【図表 5 1】。

- ・ 学校と地域産業界が連携してものづくり人材など知財人材の育成を図ることも重要である。2008年度から開始された「早期工学人材育成事業」では、地域の企業や商工会議所、NPOなどのアイデアを活用して、中学生・高校生を対象に、実体験を基本とした職業観を醸成するためのプログラムの開発・実証などを行っている。

(知財教育を実施する教員・指導者)

- ・ 教職員向けのセミナーも開催しており、教育機関において知的財産の知識と理解を有する人材の育成を図っている【図表 5 1】【図表 5 2】。
- ・ しかしながら、児童等に対して知財教育を行うことができる教員・指導者の更なる充実が必要との指摘がある。
- ・ 知的財産管理技能検定の3級では、学校関係者が受検することにより、学校での知財教育の担い手として必要な資質能力が身につくことを目指している。

(国民の意識)

- ・ 国内消費者向けに知的財産の重要性、模倣品の弊害を周知するため、テレビCM、ポスター掲示、新聞、雑誌・バナー広告等を活用して啓発活動を行ってきた【図表 5 6】【図表 5 7】【図表 5 8】。
- ・ その結果、内閣府の「知的財産に関する特別世論調査」によると、政府の啓発活動を知っている旨回答した者は、2006年が52.6%であったのに対し、2008年は54.5%と若干伸びており、啓発活動の認知度は徐々に高まっている【図表 5 3】。
- ・ しかしながら、模倣品・海賊版の購入を容認する旨回答した者は、2004年が46.4%、2006年が45.2%であったのに対し、2008年は52.4%と依然として高水準のままである【図表 5 4】。その内訳は、年齢層が低いほど、模倣品・海賊版の購入を容認する旨の回答割合が高い【図表 5 5】。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

独創性や他人の知的財産を尊重する意識を子供の頃から醸成し、模倣品・海賊版、違法コンテンツに対する国民の問題意識を向上させるため、ものづくり教室や創意工夫クラブなどの知的財産の創作に関する課外活動を全国の児童、生徒が受けられるように環境を整備する。また、学校教育における知財教育を充実させる。

評価指標：少年少女発明クラブの数、クラブ員の数

評価指標：学校教育での知財教育の実施状況

評価指標：知的財産教育推進協力校の数

政策目標 2

知財教育を行うことのできる教員・指導者を育成する。また、大学・地域産業界と連携しながら、弁護士、弁理士、技術者、大学教員などの専門家を活用した知財に関する教育・指導を充実させる。

評価指標：少年少女発明クラブの指導員の数

評価指標：教職員向けの知的財産セミナーの参加状況

評価指標：専門家を活用した知的財産セミナーの開催状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ課外活動の充実

ものづくり教室や創意工夫クラブなど、独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ課外活動を通じた知財教育を充実させるべく、これらの課外活動を全国で受けられるようにする。また、学校教育における知財教育を充実させる。

○ 知財教育を行うことのできる教員・指導者の育成

小学校、中学校、高校、専門高校の教員・指導者を対象とした知的財産に関する研修やセミナーを充実させるとともに、知的財産に関する知識を高める機会を増やすべく、これらの研修やセミナーなどで知的財産管理技能検定の受検を推奨する。

○ 専門家を活用した知財教育の充実

大学・地域産業界と連携しながら、弁護士、弁理士、技術者、大学教員など

の専門家を活用しつつ、それぞれの専門性を踏まえて、創造性をはぐくむ教育の充実やものづくり人材の育成を図る。